

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市立地適正化計画（案）	
意見の募集期間	令和3年12月24日（金）から令和4年1月24日（月）まで	
担当グループ	都市整備部都市政策グループ	
意見の提出件数	1件（1項目）	
提出された意見の要旨と市の考え方		
No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>・この案は「居住の自由」に関わる問題です。日本国憲法第22条では「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」とあります。</p> <p>ここでの勧告とは「公共の福祉」についての考え方と憲法22条との関係性を明確に説明が必要ではないでしょうか。</p> <p>場合によっては行政訴訟・国家賠償訴訟などに発展した場合を考え条例を策定するにしても配慮が必要ではないでしょうか？</p> <p>この文章中に全く「憲法」に関する記述がないので不十分であるように感じます。</p> <p>その上で「居住移転の自由」が憲法で保障される一方で公共の福祉とはどういう定義付けなのかをもっと記述が必要に思います。</p>	<p>・本計画は、「居住誘導区域」等への移住を強制したり、居住の自由を妨げるものではなく、今後、建て替えや引越しを検討される際において、居住地選択の参考となるよう、比較的生活利便性の高い区域をお示しすることで、緩やかに集約を促すものです。</p> <p>都市再生特別措置法において、居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に一定規模以上の住宅の建築・開発行為等を行う場合の届出勧告制度が定められており、この制度は誘導区域外における住宅開発等の動向を市が把握することを目的としています。</p> <p>届出の対象となる行為としましては、一度に3戸以上の住宅を建てる場合や1,000㎡以上の住宅建築を目的とした開発行為を行った場合などであり、届出の内容が居住誘導を図る上で支障となり得る場合には、届出者と協議・調整を行い、必要に応じて勧告を行うことがあります。強制力をもって排除するものではありません。</p>